

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言期間中の県立学校の対応については、令和3年8月25日付け教高指第1246号「緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の県立学校の対応について（通知）」により、感染防止対策と教育活動に取り組んでいただいているところです。

令和3年9月9日、国は本県に対する緊急事態宣言を「9月30日」まで延長することを決定しました。

これに基づき、同日、県の新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「緊急事態宣言期間延長後の県立学校の対応」（別添資料1）が決定されました。

各学校においては、前出の通知（別添資料2）に示された対応を継続し、分散登校や短縮授業、学年閉鎖や学級閉鎖、感染不安など、やむを得ず学校に登校できない生徒に対して、同時双方向の学習指導などオンライン学習に積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、感染力の強い変異株の拡大により、3密ではない状況でも複数の陽性者が発生している事案等も確認されていることを踏まえ、感染症対策を一層徹底するようお願いいたします。

さらに、今後、生徒へのワクチン接種が進むことが見込まれることから、リーフレット（別添資料3）を活用するなど、生徒に対するワクチンへの正しい理解を促進するとともに、希望する生徒が安心して接種を受けることができるよう適切な配慮をお願いします。

なお、ワクチン接種に伴う出欠の取扱いについては、別添資料4を踏まえ、欠席としないなどの柔軟な取扱いをお願いします。

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

【県立中学校・高等学校に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

【ICT活用に関すること】

担 当 ICT教育推進課 ICT教育指導担当